

## 2 職員の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 24 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成 23 年度の 人件費率
24 年度	人 89,511	千円 52,300,882	千円 1,668,617	千円 7,369,546	% 14.1	% 13.3

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

2 普通会計とは、特別会計（国民健康保険事業、介護保険事業）及び公営企業会計（公営企業等事業）を除いたものをいいます。

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1 人当たり 給与費 B/A	参考：類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
24 年度	人 807	千円 3,034,415	千円 710,389	千円 1,111,096	千円 4,855,900	千円 6,017	千円 5,830

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です。

#### (3) 特記事項

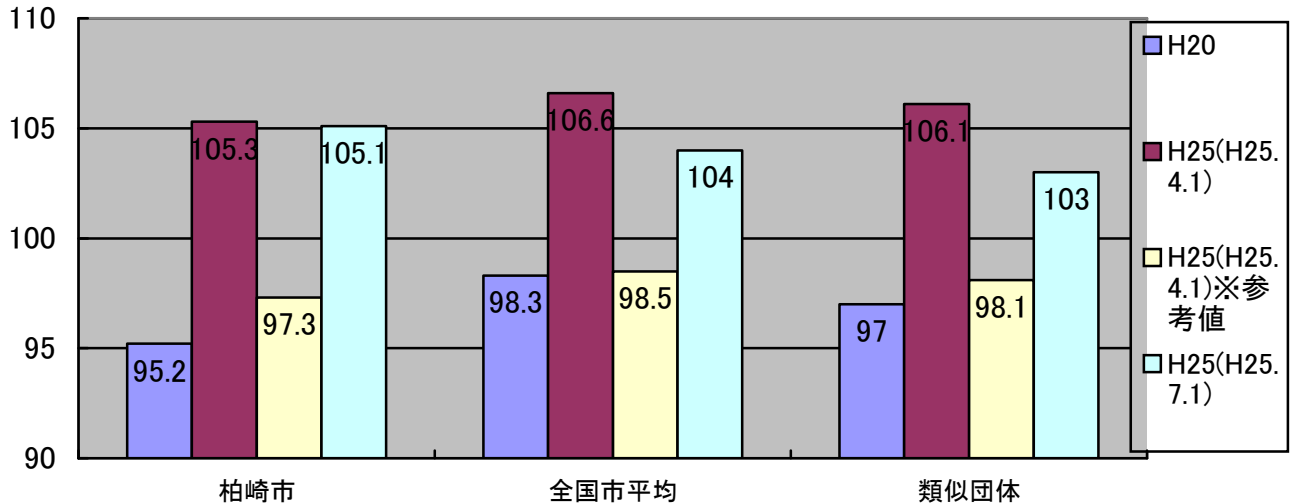
##### (給与減額の状況)

国の要請等を踏まえた減額措置の取組	減額実施期間又は減額を実施していない場合はその理由
実施済み	平成 25 年 10 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日
抑制済又は減額措置の内容	
(給料) 給料月額の 5%カットを実施 H25.4.1 ラスパイレス指数 105.3 (参考値 97.3)、減額時点ラスパイレス指数 99.9	
(手当) 減額なし	

##### (その他)

特記事項なし

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員を100として計算した指数です。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。
- 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）

①一般行政職

区分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース 注3)
柏崎市		44.1歳	335,022円	405,275円	355,264円
新潟県		42.8歳	334,161円	405,875円	361,553円
国	減額前	43.1歳	332,446円	—	405,463円
	減額後		307,220円	—	376,257円
類似団体		43.3歳	330,388円	388,299円	360,700円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 A (国ベース)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 B	
柏崎市	52.8歳	39人	356,985円	370,246円	363,136円	—	—	—	—
うち清掃職員	52.2歳	2人	366,187円	401,967円	386,204円	廃棄物処理業 従業員	44.6歳	290,600円	1.38
うち自動車運転手	57.0歳	3人	349,578円	370,445円	366,578円	自家用常用 自動車運転者	57.3歳	205,100円	1.81
新潟県	50.2歳	498人	356,126円	397,310円	380,716円	—	—	—	—
国	減額前	3,272人	286,850円	—	325,400円	—	—	—	—
	減額後		272,119円	—	309,534円	—	—	—	—
類似団体	49.6歳	47人	304,923円	337,424円	318,962円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 C	民間 D	C/D
清掃職員	6,514,587円	3,980,600円	1.64
自動車運転手	6,113,806円	2,822,700円	2.17

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成21年～平成23年の3ヵ年平均）

※ 民間従業員は、「フルタイムパート労働者」や「契約社員」などが含まれています。（当市の技能労務職員は、正規職員のみを対象）

※ 職種については、当市の技能労務職員と類似する職種との比較であり、職務内容や在職年数等は、完全に一致しているものではありません。

※ 民間の平均年齢、平均給与月額及び年間ベース（試算値）は、自家用乗用自動車運転者については新潟県平均、廃棄物処理業従業員については全国平均のデータを使用しています。

※ 年収ベースの「公務員 C」及び「民間 D」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

### ③消防職

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市		40.2歳	309,760円	368,811円	329,516円
国	減額前	41.2歳	316,267円	—	367,489円
	減額後		297,683円	—	346,775円
類似団体		39.2歳	304,492円	373,726円	337,367円

### ④福祉職（保育士等）

区 分		平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
柏崎市		44.3歳	326,522円	346,031円	330,426円
国	減額前	41.1歳	325,848円	—	368,214円
	減額後		304,299円	—	344,687円
類似団体		40.1歳	292,722円	315,626円	301,600円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出したものです。

3 国の平均給料月額及び平均給与月額は、給与改定・臨時特例法により平成24年4月1日から平成26年3月31日の2年間、給与減額措置が講じられていることから、減額前と減額後の国家公務員給与を表示しています。

### (2) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		柏崎市	新潟県	国
一般行政職	大学卒	172,200円	178,800円	総合職 172,557円(181,200円) 一般職 163,987円(172,200円)
	高校卒	140,100円	144,500円	一般職 133,418円(140,100円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,226円	356,204円	374,631円	398,162円
	高校卒	—	302,565円	354,864円	377,193円
技能労務職	高校卒	—	—	317,698円	363,593円

(注) 1 経験年数とは、採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加算した年数をいいます。

2 該当する職員がない場合は、「—」としています。

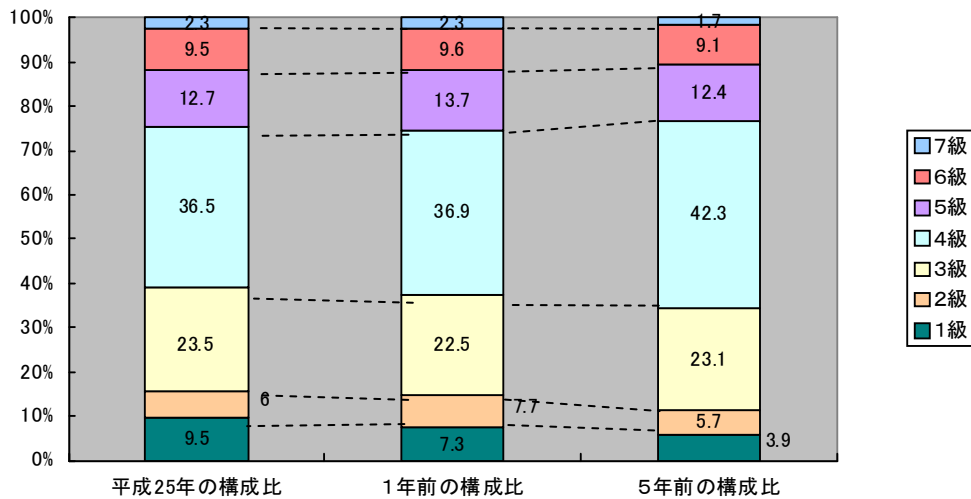
### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成25年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師又はこれらに相当する職の職務	41人	9.5%	135,600円	243,700円
2級	高度の知識経験を必要とする主事等の職務	26人	6.0%	185,800円	309,200円
3級	主査の職務	102人	23.5%	220,470円	352,515円
4級	困難な業務を行い、又は高度の知識経験を必要とする係長等の職務	158人	36.5%	259,045円	385,847円
5級	課長代理、副主幹又はこれらに相当する職の職務	55人	12.7%	286,047円	398,112円
6級	課長、主幹又はこれらに相当する職の職務	41人	9.5%	317,105円	419,971円
7級	部長又はこれに相当する職の職務	10人	2.3%	362,208円	453,403円

(注) 1 柏崎市職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

#### 1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。

職員の人材育成を基本とした人事考課制度の試行導入を平成18年度から管理職員（課長級以上）に、平成20年度から監督職員（課長代理及び係長）に、平成21年度から一般職員に対して開始しました。

#### 2 昇給への勤務成績の反映状況

昇給は、毎年1月1日にその者の勤務成績に応じて行われ、5段階の昇給区分（0～8号給以上。標準は4号給）に決定されます。

現在、人事考課制度を段階的に試行・導入中であることから、人事考課制度による考課結果に基づいては昇給区分に差を設けていません。

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

柏崎市	新潟県	国
1人当たり平均支給額(24年度) 1,437千円	1人当たり平均支給額(24年度) 千円	
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいます。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

<p>1 勤務成績の評定の実施状況</p> <p>地方公務員法第40条に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施しています。</p> <p>職員の人材育成を基本とした人事考課制度の試行導入を平成18年度から管理職員(課長級以上)に、平成20年度から監督職員(課長代理及び係長)に、平成21年度から一般職員に対して開始しました。</p> <p>2 勤勉手当への勤務実績の反映状況</p> <p>管理職員については、新しい人事考課制度による考課結果に基づき、国の制度に準拠した4区分の成績率のいずれかに決定しています。</p> <p>なお、管理職以外の職員については、現在、人事考課制度を導入中であることから、成績率に差を設けず、一律の支給(67.5/100)を行いました。</p>
--

### (2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

柏崎市	国
(支給率) 自己都合 22.325月分 定年・勸奨 27.90625月分	(支給率) 自己都合 23.03月分 定年・勸奨 28.7875月分
勤続20年 22.325月分	勤続20年 23.03月分
勤続25年 31.825月分	勤続25年 32.83月分
勤続35年 45.125月分	勤続35年 46.55月分
最高限度額 54.15月分	最高限度額 55.86月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)
1人当たり平均支給額 23,460千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(平成24年度決算)	20,523千円		
支給職員1人当たり平均支給額(平成24年度決算)	6,841,147円		
支給対象	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医師の特例措置	53~66%	3人	15%

(注) 当市で地域手当が支給されるのは、医師に対する地域手当です。

(4) 特殊勤務手当 (平成25年4月1日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績 (平成24年度決算)		5,449千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		26,189円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)		23.4%	
手当の種類 (手当数)		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	市税等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収業務に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	差押に関する業務 (電話加入権の差押業務を除く。)	1件当たり 500円
援護特殊調査手当	社会福祉事務所に勤務する現業を行う所員、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、指導監督を行う所員	被生活保護世帯等の著しく困難な訪問調査等に関する業務	日額 300円
危険手当	保健師、看護師、理学療法士、歯科衛生士、栄養士 (診療所に勤務する保健師及び看護師を除く。) で従事した職員	感染症患者又は精神疾患等の患者の家庭訪問により療養等の指導を行う業務	日額 300円
防疫等作業手当	従事した職員	感染症が発症した場合等で感染症患者等の救護等業務	日額 290円
		家畜伝染病の蔓延を防止するための業務	日額 380円
行旅病人取扱手当	従事した職員	行旅病人の取扱作業	1件当たり 700円
し尿処理業務手当	従事した職員	し尿処理施設におけるし尿処理業務	日額 500円
ごみ処理業務手当	従事した職員	ごみ処理施設におけるごみ処理業務	日額 500円
災害応急作業等手当	従事した職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業又は住民等の避難誘導業務	日額 500円
災害活動手当	自動車運転者	災害に出勤し、著しく危険な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 500円
	その他の職員		勤務1回につき 300円
救急業務活動手当	救急救命士	救急業務に出勤し、著しく危険又は不快な現場活動に従事する業務	勤務1回につき 350円
	自動車運転者		勤務1回につき 250円
	その他の職員		勤務1回につき 170円
高所作業手当	従事した職員	災害現場において地上15メートルを超える作業に従事する業務	勤務1回につき 200円
夜間招集手当	非常招集を命ぜられた職員	午後9時から翌日午前5時までの間、月2回以上招集される業務	2回目から勤務1回につき1,000円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
除雪作業手当	従事した職員	深夜の除雪車の運転 (同乗して行う運転の補助を含む。)	日額 1,000円
道路上・下水道特殊作業手当	従事した職員	特殊自動車を使用する著しく危険な道路補修作業等又は下水道管きょ内の汚泥若しくは異物除去の作業	日額 500円
危険手当	1 診療所に勤務する職員 (保健師、看護師を除く。)	診療所運営に関する業務	1 月額 1,000円
	2 診療所に勤務する保健師、看護師		2 月額 2,000円
放射線取扱手当	診療エックス線技師又は助手として従事した職員	診療エックス線の照射に関する業務	日額 300円
粗大ごみ等収集作	従事した職員	粗大ごみ等の収集作業	日額 500円

業手当			
し尿収集作業手当	自動車運転手 清掃員	し尿収集作業	日額 500 円
ごみ処理作業手当	操機員	ごみ処理施設のごみ処理作業	日額 500 円

(注) 徴収手当、し尿処理業務手当、ごみ処理業務手当、災害応急作業等手当、除雪作業手当、道路上・下水道特殊作業手当、粗大ごみ等収集作業手当、し尿収集作業手当及びごみ処理作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満(除雪作業手当にあっては2時間未満)であった場合は、支給額の100分の50とします。

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成24年度決算)	262,876千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	325千円
支給実績(平成23年度決算)	271,540千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	325千円

(6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000 円</li> <li>その他の被扶養者 6,500 円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円)</li> <li>子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算</li> </ul>	同じ		94,890千円	236,046円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	同じ		21,810千円	259,648円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者(電車、バス等利用者) 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給</li> <li>交通用具使用者(自動車等使用者) 片道の使用距離に応じて2,900円(2km以上4km未満)から最高33,700円(60km以上)まで支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者は同じ。</li> <li>交通用具利用者は異なる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通用具利用者国は片道の使用距離に応じ2,000円(2km以上5km未満)から最高24,500円(60km以上)まで支給</li> </ul>	51,760千円	73,523円
単身赴任手当	公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対し、月額23,000円に距離に応じて45,000円の範囲内の金額を加算して支給	同じ		348千円	348,000円
宿日直手当	庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする宿日直勤務を命ぜられた職員には、勤務1回につき4,200円を支給	同じ		—千円	—円
特別勤務手当 管理職員	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等…11,000円 課長等…8,000円	異なる	職員の区分に応じ、6,000円～12,000円を支給	470千円	47,000円

夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務する職員に、その間に勤務した全時間に対して勤務 1 時間当たりの給与額の 100 分の 25 を支給	同じ		12,180 千円	67,665 円
休日給	休日等において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、勤務 1 時間につき、100 分の 135 の割合を乗じて得た額を支給	同じ		51,703 千円	198,858 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400 円 課長等・・・51,900 円	同じ		38,826 千円	606,662 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360 円～17,800 円を支給	同じ		14,188 千円	61,153 円

## 6 特別職の報酬等の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	901,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副市長	704,000 円	1,012,000 円 / 440,000 円 832,000 円 / 592,000 円	
報 酬	議 長	491,000 円	629,000 円 / 345,900 円	
	副議長	420,000 円	575,000 円 / 302,300 円	
	議 員	394,000 円	552,000 円 / 278,200 円	
期 末 手 当	市 長 副市長	(平成 24 年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副議長 議 員	(平成 24 年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 長 副市長	(算定方式) 901,000 円 × 在職月数 × 0.52 704,000 円 × 在職月数 × 0.34	(1 期の手当額) 22,488,960 円 11,489,280 円	(支給時期) 退職時 (在職期間通算) 同 上
手 当 寒 冷 地	市 長 副市長	一般職の職員の例に準じて支給		

(注) 退職手当の「1 期の手当額」は、4 月 1 日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4 年＝48 月）勤めた場合における退職手当の見込額です。



## 7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

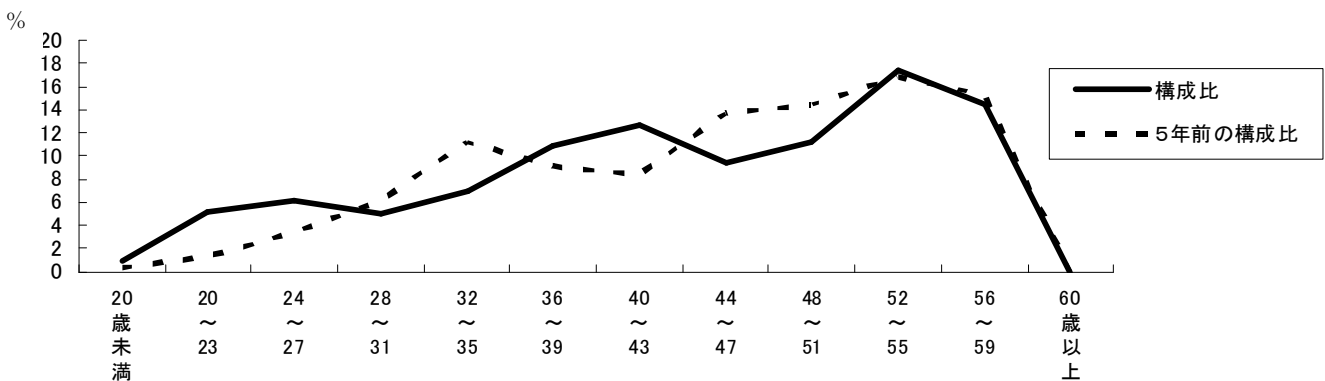
部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		24年度	25年度			
普通会計部門	一般行政	議会	5	5		
		総務税務	180	173	▲7	文化会館の会館に伴う準備室の廃止等
		民生	210	202	▲8	児童福祉施設への職員派遣終了、保育園調理員減
		衛生	61	58	▲3	ごみ処理業務事務合理化、保健センター保健師業務合理化
		農林水産	41	42	1	農地プラン推進業務増
		商工労働	22	23	1	企業立地、工業振興部門分離独立に伴う業務増
		土木	82	78	▲4	都市公園管理事務縮小、道路維持直営部門縮小
		計	601	581	▲20	<参考> 人口1万人当たり職員数 64.56人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.97人)
	教育部門	64	64			
	消防部門	143	144	1	原発事故対応業務増	
	小計	808	789	▲19	<参考>人口1万人当たり職員数 87.67人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.91人)	
公営企業等 会計部門	病院	19	16	▲3	診療所における看護師業務及び事務減等	
	水道	37	37			
	下水道	26	26			
	その他	68	67	▲1	後期高齢者医療広域連合への派遣終了	
	小計	150	146	▲4		
合計		958 [1,021]	935 [1,021]	▲23	<参考> 人口1万人当たり職員数 103.89人	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数です。(教育長を含みます。)

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

3 人口1万人当たりの職員数については、地方公務員定員管理調査における平成25年3月31日現在の人口に基づく数値です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成25年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	8人	48人	57人	47人	65人	102人	118人	88人	105人	162人	134人	0人	934人

(注) 職員数は、一般職に属する職員数です。(教育長を除きます。)

(3) 職員数の推移

(単位；人・%)

年度 部門別	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	過去5年間の 増減数(率)
一般行政部門	660	638	620	615	601	581	▲79 (▲12.0%)
教 育	93	82	72	63	64	64	▲29 (▲31.2%)
消 防	139	141	141	138	143	144	5 ( 3.6%)
普通会計計	892	861	833	816	808	789	▲103 (▲11.5%)
公営企業等会計計	163	161	159	152	150	146	▲17 (▲10.4%)
計	1,055	1,022	992	968	958	935	▲120 (▲11.4%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 職員数は、一般職に属する職員数です。(教育長を含みます。)

## 8 公営企業職員の状況

(1) ガス事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成24年度	3,181,138千円	36,134千円	182,858千円	5.8%	5.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	28人	115,468千円	24,038千円	43,351千円	182,858千円	6,531千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成25年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	47.0歳	358,009円	544,219円
団体平均	43.4歳	354,375円	534,734円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,548千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,469千円
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

柏 崎 市	団体平均
（支給率） 自己都合 定年・勸奨 勤続20年 22.325月分 27.90625月分 勤続25年 31.825月分 37.7625月分 勤続35年 45.125月分 54.15月分 最高限度額 54.15月分 54.15月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 27,185千円	（支給率） 自己都合 定年・勸奨 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 9,119千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

区 分	全 職 種		
支給実績（平成24年度決算）	49千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	3,056円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	57.1%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に係る業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円

危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用し て行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円
--------	--------	---	---------

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	13,395千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	515千円
支給実績（平成23年度決算）	12,499千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	481千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円)</li> <li>子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算</li> </ul>	同じ		4,823千円	301,438円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	同じ		561千円	280,500円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給</li> <li>交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円(2km以上4km未満)から最高33,700円(60km以上)まで支給</li> </ul>	同じ		1,629千円	60,319円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		1,121千円	560,520円
手当 宿日直	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,800円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,885千円	85,682円

待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価 1,500 円	異なる	一般行政職は制度なし	183千円	14,077円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000 円 課長等・・・8,000 円	同じ		－ 千円	－ 円
寒地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360 円～17,800 円を支給	同じ		393千円	98,200円

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占める職員給与費比率
平成24年度	2,473,879千円	171,002千円	233,562千円	9.4%	9.6%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	37人	146,398千円	32,642千円	54,522千円	233,562千円	6,312千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成 24 年 4 月 1 日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	43.1 歳	344,119 円	526,041 円
団体平均	45.2 歳	353,532 円	520,694 円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,474千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,476千円
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45）月分 （0.65）月分	（平成24年度支給割合） 期末手当 月分 勤勉手当 月分 （ ）月分 （ ）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	（加算措置の状況）

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

柏 崎 市	団体平均
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 22.325月分 27.90625月分 勤続25年 31.825月分 37.7625月分 勤続35年 45.125月分 54.15月分 最高限度額 54.15月分 54.15月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 24,417千円	（支給率） 自己都合 定年・勸奨 勤続20年 月分 月分 勤続25年 月分 月分 勤続35年 月分 月分 最高限度額 月分 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 （2%～20%加算） 1人当たり平均支給額 14,889千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

区 分	全 職 種		
支給実績（平成24年度決算）	214千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	8,572円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）	67.6%		
手当の種類（手当数）	5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直	日額 300円

		接当該所有者等と交渉する業務	
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路 上作業又は毒物、劇物等（前処理室にお いて使用する有機溶剤を含む。）を使用し て行う水質試験作業等で著しく危険 性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	17,927千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	527千円
支給実績（平成23年度決算）	18,595千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	547千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

#### カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円)</li> <li>子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算</li> </ul>	同じ		6,391千円	236,685円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	同じ		648千円	324,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給</li> <li>交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給</li> </ul>	同じ		2,599千円	72,194円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給 部長等・・・66,400円 課長等・・・51,900円	同じ		1,838千円	612,720円

宿直手当	職員が宿直及日直勤務をしたときに支給 支給単価5,800円	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	2,674千円	83,556円
待機手当	職員が待機を命じられたときに支給 支給単価 1,500 円	異なる	一般行政職は制度なし	351千円	14,040円
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給 部長等・・・11,000 円 課長等・・・8,000 円	同じ		－ 千円	－ 円
寒冷地手当	11 月から翌年 3 月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額 7,360 円～17,800 円を支給	同じ		－ 千円	－ 円



(3) 公共下水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 23年度の総費用に占 める職員給与費比率
平成24年度	3,536,126千円	△56,092千円	167,121千円	4.7%	4.8%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成24年度	26人	108,209千円	18,358千円	40,555千円	167,121千円	6,428千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含みません。

2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数です。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成25年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
柏崎市	47.1歳	361,550円	535,646円
団体平均	44.0歳	349,691円	516,750円

(注) 平均月収には、期末手当及び勤勉手当等を含みます。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

柏 崎 市	団体平均
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,560千円	1人当たり平均支給額（24年度） 1,451千円
(平成24年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45)月分 (0.65)月分	(平成24年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ( )月分 ( )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況)

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。再任用職員とは、定年退職等により退職した後、改めて採用された職員をいいますが、現在、当市では再任用職員はおりません。

イ 退職手当（平成25年4月1日現在）

柏 崎 市			団体平均		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	定年・勸奨
勤続20年	22.325月分	27.90625月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	31.825月分	37.7625月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	45.125月分	54.15月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	54.15月分	54.15月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	25,360千円		1人当たり平均支給額	11,814千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当 該当なし

エ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

区 分		全 職 種	
支給実績（平成24年度決算）		20千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		1,970円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		38.5%	
手当の種類（手当数）		5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
非常招集手当	招集に応じた職員	ガス施設、水道施設及び下水道施設に事故が発生した場合において、勤務時間以外の時間に緊急呼出しにより出勤し、復旧又は調査に従事する業務	勤務1回につき 1,000円
徴収手当	料金等の徴収で訪問の上、面接して困難な徴収事務に従事した職員	困難な徴収に関する業務	日額 300円
滞納処分手当	従事した職員	著しく困難な供給停止又は停水処分に関する業務（電話加入権の差押業務を除く。）	日額 500円
用地交渉手当	従事した職員	用地の取得又は物件の補償に関し、直接当該所有者等と交渉する業務	日額 300円
危険作業手当	従事した職員	高所作業、坑内作業、深夜作業、道路上作業又は毒物、劇物等（前処理室において使用する有機溶剤を含む。）を使用して行う水質試験作業等で著しく危険性の高い作業に従事する業務	日額 300円

(注) 徴収手当、滞納処分手当及び危険作業手当の支給額は、その日の勤務時間が4時間未満であった場合は、支給額の100分の50とします。

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	8,997千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	360千円
支給実績（平成23年度決算）	7,575千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	291千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当（休日給）を含みます。

カ その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>その他の被扶養者 6,500円 (ただし、配偶者のない職員の場合には、そのうち1人は11,000円)</li> <li>子が16歳に達する年度の始めから22歳に達する年度末までに該当する場合には5,000円加算</li> </ul>	同じ		4,595千円	218,810円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>借家 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、家賃の額に応じて最高27,000円まで支給</li> </ul>	同じ		162千円	162,000円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関利用者（電車、バス等利用者） 負担している運賃の額に応じて最高55,000円まで支給</li> <li>交通用具使用者（自動車等使用者） 片道の使用距離に応じて2,900円（2km以上4km未満）から最高33,700円（60km以上）まで支給</li> </ul>	同じ		1,399千円	60,809円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員には、その地位の特殊性にかんがみ、当該職の区分に応じて定めた額を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部長等・・・66,400円</li> <li>課長等・・・51,900円</li> </ul>	同じ		561千円	561,000円
宿直手当	<p>職員が宿直及日直勤務をしたときに支給</p> <p>支給単価5,800円</p>	異なる	一般行政職の制度では支給単価が4,200円	1,775千円	84,514円
待機手当	<p>職員が待機を命じられたときに支給</p> <p>支給単価1,500円</p>	異なる	一般行政職は制度なし	191千円	15,875円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部長等・・・11,000円</li> <li>課長等・・・8,000円</li> </ul>	同じ		－千円	－円
寒冷地手当	<p>11月から翌年3月までの各月の初日において、柏崎市高柳町に在勤する職員及び寒冷並びに積雪の度を考慮して権衡上必要があると認められる公署に在勤する職員に対して、世帯等の区分に応じて月額7,360円～17,800円を支給</p>	同じ		660千円	82,475円